

奈良県労働委員会訓令第一号

労働委員会事務局

奈良県労働委員会事務局事務決裁規程（昭和五十九年三月奈良県地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県労働委員会会長 飯 田 誠

第二条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第四条中「不在」の下に「（出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。）」を加える。

第五条中「急施を要するもの又はその処理について、あらかじめ事務局長の指示を受けたもの」を「事務の円滑かつ適正な執行を確保する上で必要不可欠なもの」に、「できる」を「できるものとする」に改める。

第六条中「決裁者」を「事務局長」に改める。